



News 12月号 News 12月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)
飯島総合会計事務所

発行人／飯島 一郎 今月編集者／篠澤 健太

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆「給与デジタル払い」☆

厚生労働省は給与をデジタルマネーで受け取れるようにする労働基準法の改正省令を公布しました。2023年4月から施行され、4月以降は具体的にpaypayや楽天payなどスマートフォンのアプリを用いて決済の口座を開設すると、そこで給与が受け取れるようになります。

すべての企業と従業員が強制的にデジタル払いに対応しなければならないわけではなく、企業は従来通り銀行口座への振込を選ぶことも可能です。賃金を受け取る側(従業員)の同意を得た場合のみデジタル給与が可能となります。

給与デジタル払いのメリットとしてスマホ決済事業者の使い次第では「口座振込手数料」を無料でできます。労働者のアカウントへの給与振込は雇用主(企業)が持つスマホ決済の口座の残高からの送金で行われるため、銀行口座振込を利用しません。そのため、無料または非常に安価な金額での送金(給与振込)が可能になります。

また、外国人労働者や日雇い労働者などは銀行口座の開設が難しい場合もあります。こうした人たちでも、デジタルマネーなら給与の受け取りが可能になるので雇用しやすくなります。

ただ、入金先のアプリ口座の残高上限は100万円となっているため、超過部分は銀行口座への振込を行わないといけなくなっています。

☆ 個人確定申告について ☆

本年も残すところあと一か月になりました。令和4年分の確定申告について還付申告の適用を受けられる方は、令和5年1月1日から手続きを行うことができます。また、確定申告を行う際に源泉徴収票や支払調書等が必要になりますので、大切に保管して頂き、ご提出ください。

☆ マイナンバーカード ☆

マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が2022年12月末となっております。

また、合計2万ポイント(2万円相当)もらえるマイナポイントの申請が2023年2月末までとなっております。

申請をお忘れの方がいましたらこの機会にぜひ申請をお勧めいたします。

☆ コラム(飯島のつぶやき) ☆

煩惱消し

除夜の鐘は108回、鐘を突きますよね。これは1年の終わり、自分自身の中に存在するあらゆる煩惱を浄化し、心身をリセットするのを目的として行われるようになりました。

できなかったこと、悔いが残ること、自分の弱い部分をノートなどに書き出していきます。

そして、それを捨てる作業として、上から線を引いて消していくのです。

できなかったことを言葉にして、それを掘り下げて、なぜできなかったのか?を明確にしていくと(できなかった)原因が見えてくるので、来年からは同じ失敗を繰り返さなくなるのです。

例えば「体調管理ができなかった」という煩惱があれば、「夜更かしばかりしていた」「深夜までゲームをしてしまった」「誘惑に弱いところがあった」「運動をしなかった」などの他の煩惱が出てくるとかです。

こうやって掘り下げていくと108回は案外書けます。これをやることで来年の目標達成率がぐんと上がるのです。

ネゴシエーション

ある兄弟が1個のリンゴを取り合っていた。

双方の主張を聞くと、兄はリンゴの写生がしたい、弟はリンゴを食べたいと言う。

そこで解決策だが、写生をしてから食べればいい。

要は主張を聞いてみることに。

クレマー

関西大学の池内裕美教授の研究によれば、裕福で老年退職をした男性がクレマーになりやすい傾向にあることが分かっています。

社会的地位の高かった人が仕事を辞め、時間が余っている中で心が満たされず、店舗に行って『なんだこれは、どういうことなんだ!』とクレームをつけるというわけです。

やっぱり今のうちに、人とのつきあいを円滑にして未来をつくってほしいです。

今月の一言

「努力するということは、うんこをすることと同じだ

一、踏ん張る

二、毎日する

三、その姿は決して人に見せない」

野原ひろし(クレヨンしんちゃんの父)

素晴らしい例えだと思いませんか?

妙に説得力があります。